◇防衛特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（政令第百五号）（財務省）

1　仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の還付の特例について、仮装経理防衛特別法人税額の還付請求ができることとなる更生手続開始の決定があったこと等に準ずる事実の範囲に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第十八条関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇防衛特別所得税に関する政令（政令第百六号）（財務省）

1　防衛特別所得税の額から控除する分配時調整外国税相当額の計算等の細目等を定める。（第三条関係）

2　防衛特別所得税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目等を定める。（第四条関係）

3　予定納税に係る防衛特別所得税の額に一円未満の端数がある場合等の計算の細目を定める。（第五条関係）

4　防衛特別所得税の課税標準及び税額の申告に関する手続の細目を定める。（第六条関係）

5　防衛特別所得税の納付に関する手続の細目を定める。（第七条関係）

6　防衛特別所得税の還付に関する手続の細目を定める。（第八条、第十条関係）

7　遺産分割等があった場合の修正申告の特例等について、遺産分割等の事由の細目を定める。（第九条関係）

8　源泉徴収に係る防衛特別所得税の徴収及び納付又は還付に関する手続の細目等を定める。（第十二条関係）

9　年末調整に関する手続の細目を定める。（第十三条関係）

10　納税の猶予及び担保についての国税通則法等の適用の特例を定める。（第十四条関係）

11　防衛特別所得税に係る関係法令の適用につき必要な事項を定めるほか、所要の規定を設ける。（第二条、第十一条、第十五条関係）

12　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

◇所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置に関する政令（政令第百七号）（財務省）

1　国際観光旅客税の記帳義務に関する経過措置を定める。（本則関係）

2　この政令は、令和八年七月一日から施行する。（附則関係）

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第百八号）（財務省）

1　適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける課税期間について、所要の措置を講ずる。（附則第二十一条の三関係）

2　その他所要の規定の整備を行う。

3　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百九号）（財務省）

1　過誤納金の還付金等に該当する支払金の指定について、その支払金の範囲に申告による源泉徴収特別税額に係る防衛特別所得税の還付金等を加える。（第二条関係）

2　国税収納金整理資金から歳入に組み入れる場合における所得税、復興特別所得税及び防衛特別所得税に係る受入金等の配賦割合を定める。（第四条の二関係）

3　その他所要の規定の整備を行う。

4　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

法　律

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第十二号

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十六号中「第四十八条の二第一項」を「暗号資産（金融商品取引法第二条第四十九項に規定する暗号資産をいう。第三十三条第三項（譲渡所得）、第四十八条の二」に、「に規定する暗号資産」を「及び第六十九条第二項（損益通算）において同じ。）」に改め、同項第二十五号中「（損益通算）」を削り、同項第三十二号中「八十五万円」を「八十九万円」に改め、同号ロ中「生徒」を「学生又は生徒」に改め、同項第三十三号及び第三十四号中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第九条第一項第五号中「費用」の下に「（自動車その他の交通用具の駐車のための施設の利用のために支出する費用を含む。）」を加える。

第二十二条第二項第一号中「第三十三条第三項第一号」の下に「又は第三号」を加える。

第二十八条第三項第一号を次のように改める。

一　前項に規定する収入金額が三百六十万円以下である場合　八万円と当該収入金額の百分の三十に相当する金額との合計額（当該合計額が六十九万円に満たない場合には、六十九万円）

第二十八条第三項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。